

リーフレット②（全学年共通）

高校生等奨学給付金制度について

《家計急変世帯が対象になります》

～令和8年(2026年)度北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）～

【制度の概要】

授業料以外の教育費（教材費、教科書費、通信費、学用品費等）負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯及び中所得世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

対象外であった世帯が、保護者等の失職等により収入が減少して家計が急変し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯が、専攻科に通う生徒にあっては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満である世帯又は264,500円未満の多子世帯に相当する場合に、支給の対象となります。

対象となる世帯（次の全ての項目に該当する世帯）

- ・基準日に保護者（親権者）が北海道内に住所を有していること。
 - * 保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が下記給付金額欄の区分に相当すると認められること。
 - * 生活保護世帯の場合は従来の奨学給付金の申請を行ってください。

◇基準日とは・・・7月1日以前：令和8年7月1日
7月2日以降：申請した月の翌月1日

給付金額（生徒1人あたりの支給額）※就学支援金等新制度対象者の金額です。

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満である世帯	47,900 円	16,830 円	16,830 円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満である世帯	35,930 円	12,630 円	
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯			12,630 円

年収見込基準額（非課税相当の世帯の例）

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満

※7月1日現在の状況により給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を追加で給付することができます。

申請書類（添付書類）

- ・北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式第1-3号）
 - * 各学校の事務室で配布していますので、**配布希望者は学校事務室に申し出てください。**
道教委のホームページからもダウンロード可能です。
(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/kakeikyuhen.htm>) ※8月上旬掲載予定
- ・口座振込申出書（様式第3号）
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
 - * 離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
- ・生徒の国籍を確認できる書類（道内の学校に在学する生徒については、就学支援金等の受給資格認定通知（支給額通知）等。道外の場合は、住民票の写し（原本）等。
- 【家計急変前】課税証明書等
- 【家計急変後】会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - *有効期限内の健康保険証の写し等（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る）等

提出期日

- ・7月1日以前に家計急変した場合⇒
 - ・令和8年9月14日までに提出してください。
 - ・新入生で早期給付を希望の場合は、令和8年8月24日までに提出してください。
- ・7月2日以降に家計急変した場合⇒ 随時提出してください。
- * 申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者にお問い合わせください。

お問合せ先

《道立高等学校等の場合》

在学する高等学校の事務室か管轄の教育局までお問い合わせください。

(1) 在学する高等学校のお問合せ先

学校名	お問合せ先	電話番号
北海道檜山北高等学校	事務室	0137-84-5331

(2) 所管の教育局のお問合せ先

教育局名	お問合せ先	電話番号
北海道教育庁檜山教育局	道立学校運営支援室	0139-52-6529

《保護者等が道外に在住している場合》

居住している都府県に申請することとなります。都府県により支給方法等が異なりますので、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。